

# 「労務カード」に関する報告

垣花 優子

## 1 はじめに

「労務カード」(LABOR CARD)は戦後、在沖米軍施設等において、沖縄及び奄美大島の人々が就業するにあたり、米軍政府、琉球列島米国民政府が作成した労務管理用のカードである。1995年の沖縄県公文書館開館と同時に県教育庁史料編集室より引き継がれた後、200箱余(合計20万枚以上)の整理を経て、保管され利用に供されている。

ここでは、「労務カード」をめぐる当時の状況の概要と、時代とともに変わっていった利用方法、カードの形態や公文書館における整理や検索の方法について述べる。

ここでいう「労務カード」における「労務」は、「軍作業」、「軍雇用」など、様々に呼ばれてきており、指令、布告においては、「LABOR CARD」とされ、「労働カード」とも「労務カード」とも和訳されている。当館における整理の際はその名称を「軍雇用員カード」としたが、この報告では当時の軍に勤務する沖縄出身の人事関係者が用いていた「労務」という用語で統一したい。

## 2 軍雇用の始まりと「労務カード」

そもそも「労務」はいつ頃からどのように始まったのだろうか。

1945年12月、米軍政府は各市町村に設置された労務課を、物資運搬などの作業に従事させるための地元住民徴用に当たさせた。これが現在まで続く「労務」、現在でいうところの「軍雇用」の始まりである。

米軍が初めて沖縄人の軍労務者の組織的管理を開始したのは1946年である。米国海軍々政府指令136号「軍部隊による沖縄民労務雇用統制規程」(1946.3.22)により就労者を、米国式計算による15歳以下の者又は就学8年以下の者を除く沖縄住民、としている。この指令と、米軍政府特別布告第7号「紙幣両替、外国貿易及び金銭取引」(1946.3.25)により確立した貨幣経済の再開で、米軍政府は同年6月1日頃、これまでの食料品、日用品での報酬支払いを原則禁止し、初めて賃金での支給を開始した。これは下記、沖縄人労務者の1時間の賃金表(表1)をもとに前月1カ月間の勤務時間を記録し、金額をはじき出すことにより支払われたものであった。

また、「現に沖縄民労務を使用し居る軍部隊は凡って1946年4月8日迄に労務雇用申請を軍政府へ再申すべし」とし、すでに始まっていた軍労務の把握に務めた。そして男女別各種労務要求の取りまとめ、先に述べた賃金や勤務時間、労務種別の設定を行うなど、沖縄人労務の管理をも本格的に始めた。この指令の中に「労務カード」の原形と思われるものの記述が見られる。「労務割当示」と称されている票である。これは各労務者に交付されるとともに、所属部隊の将校にも提出、賃金受領者名簿として保管が義務付けられ、雇用終了時にはその時期を記入の上、各労務所に提出された。(実際の「労務カード」の中には就労開始時期を46年と記すものがあるが、これは後年さかのぼって記入されたものと思われる)

翌47年に公布された、米国軍政府特別布告第24号「雇用と労務」(1947.10.21)では「労働カード」を「被雇用者自身とその現在、及び過去の雇用者を認識せしめ且つ被雇用者の雇用歴を示すカードである」とし、軍労務者は沖縄民政府の各労務事務所において登録することを義務付けている。また「雇用者」と「被雇用者」について次のように具体的に定義付けている。

「雇用者」とは1人以上の琉球人を雇う個人組合、協会又は法人のことをいい、同時に沖縄群島の民政府

及び北部琉球列島、宮古及び八重山の臨時行政府、琉球列島内にある合衆国軍施設及び諸機関の各部、局、又はその部隊をも含む。「被雇用者」とは上に述べたような雇用者に雇われて賃金を稼ぐ個々の琉球人男女（アメリカの計算法による15歳以下の未成年者を除く）』（同布告によると「労働カード」は上に挙げた組織の就業者すべてに「労働カード」での登録を義務付けているが、ここではあくまでも軍雇用員に関するカードについて述べるものである）

カードの名称は訳により若干変化したものの、1948年に公布された米国政府特別布告第24号「労務と雇用」（1947年10月23日より施行した特別布告第24号に代わる）（1948.1.19）の「労務カード」と前述の「労働カード」の内容はほぼ同一であると思われる。以後「労務カード」の名称はカードが廃止されるまで使用され、沖縄人関係者の間で定着していったようである。

前述のとおり米軍施設での就業が認められていたのは沖縄及び奄美大島の人々だけであり、登録の際、戸籍抄本などの証拠書類の提出が求められた。（奄美大島の人々は復帰以降、外国人登録証の提示により就業が認められた）

表 1 沖縄人労務者の 1 時間の賃金表

|                                                 |                                                           |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 第 1 種 非熟練労務者                                    |                                                           |
| 第 1 普通労務者                                       | 0.60円 普通人夫 農耕夫 造林夫 下水人夫 小使 徒弟 家事使用人<br>訓練を要せざる業務に従事する軍労務者 |
| 第 2 班長（頭）                                       | 0.65円                                                     |
| 第 2 種 熟練労務者 監督の地位に立つ者・既得の熟練と経験に依る技能並びに熟練を要する労務者 |                                                           |
| 第 1 半熟練                                         | 0.70円                                                     |
| 班長（頭）                                           | 0.85円 瓦葺工 葺工 力工 塗装工 建具工 造園工 植木工 表具師 印刷工<br>理髪師 道路修理夫      |
| 第 2 半熟練                                         | 0.85円 熟練 0.95円 班長1.00円                                    |
|                                                 | 大工 左官 鉄工（下級） 石工 製材工 自動車修理工（下級） 重機運転工 鍛冶工<br>裁縫工 目立工       |
| 第 3 半熟練                                         | 1.00円 熟練 1.10円                                            |
| 班長（頭）                                           | 1.15円 熟練1.25円                                             |
| 班長（頭）                                           | 13.0円                                                     |
|                                                 | 溶接工 船大工 機械工 電工 ガス溶接と火造工 鉄工（上級）自動車修理工（上級）                  |
| 第 3 種 書記及びその他の職業                                |                                                           |
| 第 1                                             | 0.60円 給仕 監視人                                              |
| 第 2                                             | 0.70円 書記 監視人                                              |
| 第 3                                             | 0.80円 消防手 看護婦 衛生巡視 書記 店主 簿記係                              |
| 第 4                                             | 0.90円 消防手 看護婦 衛生巡視 書記 店主 簿記係                              |
| 第 5                                             | 1.00円 消防手 看護婦 衛生巡視 書記 店主 簿記係                              |
| 第 6                                             | 1.10円 看護婦長 通訳 翻訳 主任書記 商店支配人                               |
| 第 7                                             | 1.25円 養成所教師 看護婦長 通訳 翻訳 主任書記 商店支配人                         |
| 第 8                                             | 1.40円 養成所教師 看護婦長 通訳 翻訳                                    |
| 第 9                                             | 1.55円 養成所教師 通訳 翻訳                                         |
| 第 10                                            | 1.70円 養成所教師 通訳 翻訳                                         |
| 第 11                                            | 2.00円 養成所教師 通訳 翻訳                                         |

－米国海軍々政府指令136号「軍部隊による沖縄民労務雇用統制規程」（1946.3.22）より

1950年12月5日の「琉球列島米国民政府」に関する指令により、軍政府が廃止された後、労務者管理は米国民政府に引き継がれた。「労務カード」は二部作成され、従業員の在職中は各労務事務所と雇用主が一部ずつ保管し、離職後は再び労務事務所で保管することが義務付けられていた。離職、再就労は頻繁に繰り返されており、カードにはこれらの情報が、職種変更や職場移動の記録とともに記載されていた。

軍労務者の中には自ら離職していった者もあれば、解雇により職場を追われた者もいた。解雇の理由は、日用品の窃盗、傷害事件などの犯罪の他、特別な理由もない一方的な通告など、様々であった。

本人の過失により、解雇された者の再就労は認めない、というのが米国民政府側の立場であった。しかし、中には他人の名を名乗って、再度働き始める者もいた。人事課勤務の沖縄出身者は、これら生活必需品窃盗などの“軽犯罪者”、あるいは不当に解雇されたと思われる“同情組”に対しては、看過したようである。人事課職員である彼らがこのような事実をたとえ知ることとなってもそれを黙認し、再就職に一役買ったのである。同じ沖縄人同士、また戦後の苦しい生活のことを推し量ってとった措置だったのだろう。たとえ偽名であっても、彼らは晴れて再び軍労務者となったのである。しかしそのような人々も、復帰前になると申告修正を余儀なくされた。日本復帰後も米軍施設で働き続ける限り、“他人”のままでは保険の支払いや給与の受給、また法律上、重大な不都合が生じてくる。多くの軍労務者が駆け込みで名義変更を申請し、前述の人事課職員もそれ応じた。但し、名義変更を行うことにより発覚するであろう重大すぎる過去の不祥事のため、中には手続きをせずに辞職していく者もいた。

### 3 「労務カード」の利用

米軍政府、後には民政府が発行、沖縄人労務者管理に利用した「労務カード」は、ある時、正当な手段でなくとも人々に再就労の機会を与える切り札となり、時には過去を露呈することで道をさえぎる壁ともなったわけだが、それ以外にはどのように利用されてきたのだろうか。

軍施設内部で技術職へ移動する場合、また離職し、軍勤務時代で得た技術をもって再就職にのぞむ際、それは役に立った。個人タクシーを始めるものには、ドライバーとしての経験を、他にも美容師、各種技術職の経験をカードは証明し、人々の再出発を導いた。また退職金を計算する際に必要な在職期間を示す証拠書類としても活用された。

余談であるが、ここで現在もアメリカに残る軍雇用員に関する資料の存在について紹介したい。この資料は〔OPF=OFFICIAL PERSONNEL FOLDER〕といわれ、米国連邦機関に勤務していた一般人の在職中のすべての情報（就業期間、勤務地、職種、職位、移動履歴、研修記録、賞罰など）を網羅したものである。同資料を所蔵しているのはアメリカ、ミズーリ州セントルイスにある「NPRC-CPR = NATIONAL PERSONNEL RECORDS CENTER-CIVILIAN RECORDS FACILITY」（仮に国立人事記録センター・民間人記録所とでも訳しておく）だ。数年前には、退職者がその退職金授受をめぐる裁判で、軍の人事当局をとおして同機関に本人の〔OPF〕を入手、証拠書類として利用している。

### 4 軍雇用員を取り巻く環境について

1946年7月、6,519人であった労務者は1948年1月には37,771人、1957年6月には44,030人を数える程に増加していった。対アジア軍事戦略の機能拡充のための軍事基地建設は、土地収用の強行、必然的に生じる農地の消滅あるいは減少を意味し、生産の場としての土地を失った人々を吸収することでもあった。

そのようにして新しくかたちを変えた自分の土地で働くなか、沖縄の人々に支払われた賃金は、アメリカ人、日本人、フィリピン人と比較して最も低いものであった。また布告により、団結権や争議権などの労働

権利保持の対象外に追いやられた。その後、沖縄全体に及んで、米国民政府は労働運動の制限、介入を行い、沖縄の労働者は、制圧を受け、後退を余儀なくされていた。

しかしこのことがかえって彼らに権利意識を芽ばえさせ、それを勝ち取るために団結して闘わせる機会となったのは、いずれ到来する動きではあったとしても、アメリカ側にとっては、あるいはその時期を早めさせる皮肉な現象であった。このように当時、時代と逆行するような米国民政府の方針は1956年5月、国際自由労連の改善勧告を受けることになった。これを契機に米国民政府は組合結成に積極的に動きはじめたこともあり軍雇用員の労働状況も徐々に好転、同時に1961年の全軍労連結成へとつながっていった。

5 カードの引き継ぎ経緯と概要

米軍政府、また米国民政府による直接雇用、復帰後の日本政府による間接雇用と雇用形態は変化し、「労務カード」も琉球政府労働局へ、そして沖縄県へと引き継がれた。同カードは当時の史料編集所が所管し、現在の看護大学構内にあった倉庫に木箱に入れ保管、利用されていた。利用の際、不都合であるということで、現在も使用しているカードサイズの段ボールに移し替えられ、1995年8月の公文書館開館と同時に当館に引き継がれた。翌1996年の4月から11月にかけて整理を行い、現在、琉球政府書庫である10号書庫で保管し、利用に供している。整理数は215箱、延べ202,229枚である。

6 カードの形態と構成

サイズは平均して縦12cm 横19cmであり、色は大多数が白、オレンジとブルーがわずかにある。記入方法はタイプライターによるものと手書きのものがある。カードによってその仕様に若干の違いがみられるが、基本的には次のような構成になっている。記載内容は全てローマ字及び英語になっており名前部分には漢字表記がある。

⑦

① LABOR NUMBER C-40274

② NAME OSHIRO, ③ SEX ④ DATE OF BIRTH 1948

⑤ PERMANENT DOMICILE Yomitan-Son Banchi

⑥ PRESENT ADDRESS //

⑧ JOB TITLE & FILE NO. ⑨ EMPLOYMENT UNIT ⑩ DATE ⑪ CLEARED ⑫ TERMINATION-REASON

|        |                                            |            |            |                 |
|--------|--------------------------------------------|------------|------------|-----------------|
| 359004 | (Housemaid)<br>K.A.B. 2214 S. H.           | 11 Feb 65  | 29 Mar '65 | Mother was sick |
| 363649 | (House Maid)<br>Btry C 8th Mal Bn 1st Arty | 30 Jun '65 |            |                 |
|        |                                            |            |            |                 |
|        |                                            |            |            |                 |
|        |                                            |            |            |                 |
|        |                                            |            |            |                 |
|        |                                            |            |            |                 |
|        |                                            |            |            |                 |

- ①労務番号

②氏名

③性別

④生年月日

⑤本籍地

⑥現住所

⑦写真

⑧ファイルナンバー

⑨職種及び所属

⑩(採用)年月日

⑪(離職)年月日

⑫辞職理由

※これは「労務カード」から氏名、住所などの情報を消去したものの写しである。

7 分類について

カードは労務者の本籍地（あるいは当時の住所）および姓名（アルファベット順）の組み合わせによって分類されている。各人の本籍地（あるいは当時の住所）はアルファベット又は数字で記号化されており、労務番号の頭に付されている。（表2 参照）

表2 地域・記号対応表

| A(1) B(2) | C(3) D(4) | E(5) F(6) G(7) | H    | L     | M     |
|-----------|-----------|----------------|------|-------|-------|
| 栗 国 村 A   | 浦 添 市 C   | 伊 江 村 G        | 奄美大島 | (宮古)  | (八重山) |
| 糸 満 市 A   | 沖 縄 市 C   | 石 川 市 E        |      | 伊良部町  | 石 垣 市 |
| 大 里 村 B   | 嘉手納町 C    | 伊是名村 G         |      | 上 野 村 | 竹 富 町 |
| 北大東村 A    | 勝 連 町 D   | 伊平屋村 G         |      | 城 辺 町 | 与那国町  |
| 具志川村 A    | 北中城村 C    | 大宜味村 F         |      | 下 地 町 |       |
| (久米島)     | 宜野湾市 C    | 恩 納 村 E        |      | 多良間村  |       |
| 具志頭村 B    | 具志川市 D    | 宜野座村 E         |      | 平 良 市 |       |
| 東風平村 B    | 北 谷 町 C   | 金 武 町 E        |      |       |       |
| 佐 敷 町 A   | 中 城 村 C   | 国 頭 村 F        |      |       |       |
| 座間味村 A    | 与那城村 D    | 今帰仁村 G         |      |       |       |
| 玉 城 村 B   | 読 谷 村 C   | 名 護 市 F        |      |       |       |
| 知 念 村 B   |           | 東 村 F          |      |       |       |
| 渡嘉敷村 A    |           | 本 部 町 G        |      |       |       |
| 渡名喜村 A    |           |                |      |       |       |
| 豊見城村 A B  |           |                |      |       |       |
| 那 覇 市 A   |           |                |      |       |       |
| 仲 里 村 A   |           |                |      |       |       |
| (久米島)     |           |                |      |       |       |
| 西 原 町 B   |           |                |      |       |       |
| 南風原町 B    |           |                |      |       |       |
| 南大東村 A    |           |                |      |       |       |
| 与那原町 B    |           |                |      |       |       |

- ・現在の市町村名に準じて記入
- ・( )内の数字がアルファベットの代替となることもある。

基本的には一市町村に付き一つの記号が与えられているが、豊見城村のみ二つの記号が与えられている。カードは「AB/CD/EFG/H/L/M」というように、ある一定の地域によりまとめられており、その中で姓字がアルファベット順に並べられている。(AB市町村の箱の中にCD市町村のカードが混在することはない)

各地域ごとのカード枚数は次のとおりである。

[AB-72,186枚 CD-70,735枚 EFG-41,806枚 H-10,606枚 L-4,993枚 M-1,903枚]

8 整理・検索について

「労務カード」の整理内容は次のとおりである。

1) カードの並べ替え（アルファベット順）

引き継ぎ時にはすでにアルファベット順に並べられていたが、すべてを確認したところ、若干の並べ替えの必要があった。

2) 労務カード番号（アルファベット）の識別及び識別表作成

当初はアルファベット順にならべられているという以外、どのような規則性があるか不明であったが、労務番号に付された記号と本籍地（あるいは住所）を照合していくなかで、地域別分類が組み合わされていることがわかった。各市町村に当てはめられているアルファベット（または番号）を書き留めていきながら最終的に表2の「地域・記号対応表」を作成した。

3) 姓字の別読み表作成

カードは同一姓字群を区別するインデックスカードで仕切られていたが、必ずしもインデックスに記載されているとおりの読み方でない姓字があった。

（例：OSHIRO [オオシロ] のカード群の中に OGUSUKU [オオグスク] 姓のカードがある場合など）そのためインデックスカードにあった姓字を基本とし、同じブロックの中にあり、漢字表記では同一であろうと思われる姓字を副とした「別読み表」を作成した。下記の例を参照。

例

| 基本       | カナ   | 別読み 1  | 別読み 2     | 別読み 3      | 別読み 4 |
|----------|------|--------|-----------|------------|-------|
| ARASHIRO | アラシロ | SHINJO | ARAGUSUKU | ARAGUSHIKU | ARAKI |

登録数は、基本読み 303、別読み 365、総数668である。

4) 新しいインデックスカードの作成

同一姓字のカード群を仕切るインデックスカードは劣化し、印字も非常に薄くなっていたため、中性紙ボードと差し替えた。これに赤と青のインデックスシールを並べて貼付し、「赤」にはもともとのカードに記載されていた姓字を（カードが無い場合には最も多かった姓字）、「青」には別読み姓字を記した。

5) 箱番号作成

箱番号はすでに記入されていたが、同一番号が使用されてる場合は（10-1 #1・10-1 #2）、のように枝番号を足し、また箱の中にある姓字をFROM/TOで記載したシールを新たに作成し、各箱に貼付した。

6) カードの移し替え

原則としてもとの箱から別箱への移し替えは行わなかった。同一姓字、地域であっても数



箱にわたって収められている場合もあるが、その際も一箱にまとめることはせず、なるべく引き継ぎ当時の状態を維持することにつとめた。ただし、ある特定地域のカード群の中に全く異なる地域記号をもつカードが入っている場合に限り、本来収まるべきと思われる箱への移し替えを行った。

## 7) データ入力及び目録作成

姓字、とそれに続く名前のアルファベット順にデータ入力を行った。

入力項目は姓字（基本および別読み）、カナ、名前（FROM/TO）、戸籍記号（アルファベット）、箱番号、同一姓字カードの枚数である。これらの情報を下記表のとおりまとめ目録とした。（目録の様式は表4及び5を参照）

## 8) 検索方法

検索画面は下記表のとおりである。

表3

| 姓字 (A)                                                                                                                                                         |          | 本籍 (B) | 関係式                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <div> <div>検索方式</div> <div>○ 文字一致</div> <div>○ 曖昧検索</div> </div> | ABE      | アベ     | <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <div>A OR B</div>  |
|                                                                                                                                                                | ABEMATSU | アベマツ   |                                                                                                                  |
|                                                                                                                                                                | ADA      | アダ     |                                                                                                                  |
|                                                                                                                                                                | ADACHI   | アダチ    | <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <div>A AND B</div> |
|                                                                                                                                                                | ADANIYA  | アダニヤ   |                                                                                                                  |
|                                                                                                                                                                | AFU      | アフ     |                                                                                                                  |
|                                                                                                                                                                | AFUSO    | アフソ    |                                                                                                                  |
| AGARI                                                                                                                                                          | アガリ      |        |                                                                                                                  |

カード分類の性格上、姓字 (A) と戸籍 (B) の組み合わせによる検索を採用した。方法は次のとおりである。

- 1) まず、姓字を完全一致検索あるいは曖昧検索、いずれかの方法を特定する。
- 2) (A) の枠に姓字を入力する。
- 3) 本籍地を選ぶ。本籍地の記号は表 (2) のとおり AB、CD などではとめられている中から選択する。  
(本籍地は三つまで指定することができ、この場合、すべて OR 検索になる)
- 4) (A)、(B) を「OR」あるいは「AND」で検索するのかを決め、検索実行をする。

検索結果の例

表4 (ARAKAKI)と戸籍(AB)による「文字一致」「AND」検索の場合

| 姓       | カナ      | 氏 名     | ～ 氏 名   | 戸籍 | 箱    | 枚数   |
|---------|---------|---------|---------|----|------|------|
| ARAKAKI | 別名 シンガキ |         |         |    |      |      |
|         | アラカキ    | SEIAN   | ZENTARO | AB | 3-24 | 485  |
|         | アラカキ    | AKIKO   | SHIZUKO | AB | 3-29 | 627  |
|         | アラカキ    | SHOBOKU | SENWA   | AB | 3-46 | 270  |
|         | アラカキ    | AKIKO   | SAYOKO  | AB | 3-49 | 516  |
| 小 計     |         |         |         |    |      | 1898 |

表5 (ARAKAKI)と戸籍(AB)による「曖昧」「AND」検索の場合

| 姓       | カナ      | 氏 名     | ～ 氏 名   | 戸籍 | 箱    | 枚数   |
|---------|---------|---------|---------|----|------|------|
| ARAKAKI | 別名 シンガキ |         |         |    |      |      |
|         | アラカキ    | SEIAN   | ZENTARO | AB | 3-24 | 485  |
|         | アラカキ    | AKIKO   | SHIZUKO | AB | 3-29 | 627  |
|         | アラカキ    | SHOBOKU | SENWA   | AB | 3-46 | 270  |
|         | アラカキ    | AKIKO   | SAYOKO  | AB | 3-49 | 516  |
| 小 計     |         |         |         |    |      | 1898 |

| 姓        | カナ      | 氏 名     | ～ 氏 名   | 戸籍 | 箱    | 枚数   |
|----------|---------|---------|---------|----|------|------|
| SHINGAKI | 別名 シンガキ |         |         |    |      |      |
|          | シンガキ    | SEIBUN  | SENTOKU | AB | 3-24 | 161  |
|          | シンガキ    | AKIO    | SHIZUKO | AB | 3-29 | 279  |
|          | シンガキ    | ZENSUKE | SYOGORO | AB | 3-46 | 129  |
|          | シンガキ    | AIKO    | SAYO    | AB | 3-49 | 175  |
| 小 計      |         |         |         |    |      | 744  |
| 合 計      |         |         |         |    |      | 2642 |

5) この中から名前のある箱を特定して、(ARAKAKI、またはSHINGAKI)と記されたインデックスカード以降のカードの中から探していく。(該当する箱は複数の場合も考えられるのでその場合は全て確認する必要がある)



## 9 終わりに

軍施設における日本人の雇用形態は復帰前の米軍政府、米国民政府による直接雇用から、日本政府による間接雇用制に移行した。現在、沖縄県商工労働部那覇渉外労務管理事務所が、海軍、海兵隊、コザ渉外労務管理事務所が空軍、陸軍の施設で働く日本人従業員の管理を行っている。

もともと「労務カード」は米国統治時代の沖縄人労務者の管理を目的に作成されたものである。それが日本復帰後は資格証明や退職金、年金にかかる必要資料として、個人の権利を守り、復帰処理事務を進める材料ともなった。しかしこのような利用は徐々に減少し、公文書館においても同様の目的のための問い合わせは今のところない。現在は、自分自身の経歴確認などの資料として利用されており、今後しばらくも同様の状態が続くものと思われる。そして更に時代を経て、「労務カード」によって記録された人々による利用がなくなったとき、当時の労働、人権問題の一部を占める資料として、琉球政府文書とともに米国統治時代のある事実を示す資料となるだろう（もちろん現在もそうではあるが）。

例えば、在職期間や辞職理由（雇用主であったアメリカ側が全てありのままに記載したということは考えられないが）、職種別分布などを調べることで、当時の人々の労働環境や風潮が把握できるのではないだろうか。

これまで「労務カード」の整理概要を中心に述べてきたが、当時の政治、労働、土地、生活問題を広く視野に入れるとともに、軍雇用のプラス、マイナス部分を合わせて議論するのが本来であると思う。今回はこのような論点を十分に展開させることができなかった。せめて、カードの現在の所在を知らないであろう当時の軍雇用員、関係者にこれを知ってもらい、戦後のある時代を確認する資料として活用していただければ幸いに思う。

## 参考資料

『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』 月刊沖縄社 1983年5月  
大城将保「軍雇用員カード・出入域カード」『沖縄史料編集所紀要第12号』沖縄県沖縄史料編集所  
1987年3月  
『資料 琉球労働運動史 自1945～54年至』 琉球政府労働局  
『占領下の沖縄 軍事基地と労働運動』 南雲和夫 1996年11月 かもがわ出版  
『琉球労働経済の分析 1957年』 琉球政府労働局調査課  
<http://www.nara.gov/regional/cprpub.html>  
(NATIONAL PERSONNEL RECORDS CENTER/CIVILIAN RECORDS FACILITY)

## 取材協力（略敬称）

上地安則 空軍人事部読谷支所 元従業員管理関係調整職

(EMPLOYEE AND MANAGEMENT RELATIONS TECHNICIAN)

(かきのはな ゆうこ：財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部 公文書専門員)